

医療機器修理区分追加許可書

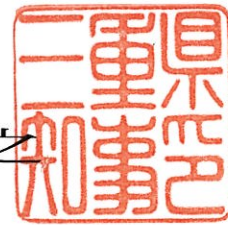
氏名又は名称 株式会社 フェニックス

令和 4 年 12 月 26 日付けで申請のあった修理区分の追加を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年
法律第 145 号）第 40 条の 2 第 7 項の規定により、申請のとおり許可する。

令和 5 年 1 月 26 日

三重県知事

一見 勝之



特定保守管理医療機器に係る修理区分

： 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分：

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連